

市立学校における感染拡大防止のための対応について（11/1～）

1 学校運営の基本方針について

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021. 4. 28Ver. 6) (以下「文科省マニュアル」という。)」の「レベル1の行動基準により、引き続き、感染拡大防止対策を実施すること。

2 基本的な感染拡大防止対策の徹底について

- 発熱等の風邪症状がある場合には、児童生徒も教職員も、自宅で休養することを徹底し、かかりつけ医等の医療機関を受診するよう促すこと。
- 基本的には常時マスクを着用し、咳エチケットを徹底すること。
- 教室等における常時換気（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間に窓を全開）を行うこと。

3 具体的な活動場面ごとの感染拡大防止対策について

（1）各教科等における学習活動

- レベル1の状況にあることを踏まえ、「感染リスクの高い活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施すること。（文科省マニュアル P.54～）
- 児童生徒や教職員の感染により、いつ臨時休業又は自宅待機等の対応が必要となっても、オンライン授業や課題の配信等ができるよう、日常的にデジタル機器を活用すること。

（2）部活動

- 可能な限り感染症対策を行った上で、活動をすること。

（3）給食

- 配食を行う児童生徒及び教職員は、マスクを着用し衛生的な服装をすること。
また、手指を確実に洗浄したかを点検し、食べる際には、机を対面ではなくスクール形式にする、会話を控えるなどの対応を行うこと。

（4）学校行事

- 各行事の意義や必要性を確認しつつ、その実施に当たっては、開催時期、場所、時間及び開催方法等について、感染拡大防止の措置を講じるよう十分配慮すること。
- 修学旅行や遠足等、校外における活動は、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて実施すること。